

阪本薬品工業株式会社パーム油由来原料調達方針

A、責任あるパーム油由来原料の調達方針

私たちは、天然由来原料を製品に活用して社会に貢献する会社であり、私たちの原料調達が環境、社会、経済に対して持続可能であることが重要と考えています。

又、当社は、事業活動を通じて、社会に貢献し、社会と共に持続的な発展をめざす事を目標とします。

特にパーム油(パーム核油を含む)は、私たちの事業にとって最も重要な原料油脂の1つとなります。

(目的)

当社は、持続可能なパーム油の生産と利用を促進する目的に賛同し、2012年に「持続可能なパーム油のための円卓会議(RSP0)」に加盟し、また2017年にRSP0サプライチェーン認証を取得しました。当社ではお客様の要請に沿って認証油由来の原料を購入し、本原料にて各種製品を提供することを継続的に取り組んでいます。

本方針は、上述の取り組みの実践を通じて原料に関わる全てのサプライヤーと協力し、彼らと長期的な取引関係を築く事を目的とします。

(適用範囲)

本方針は、阪本薬品工業株式会社および関連会社のサプライヤーすべてに適用されると共に、本活動は、あらゆるパーム油関連産業(購入先、取引先、製造所、販売先等)の協力があって成り立つ活動です。

B、NDPEポリシー

阪本薬品工業株式会社及びグループ会社は、以下の基準に沿って生産されたパーム油由来の原料を調達・利用し、森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ(NDPE:No Deforestation, No Peat, No Exploitation)の実行を目指します。

- 1、保護価値の高い(HCV)森林、炭素貯蔵量の多い(HCS)森林、泥炭湿地林における森林を破壊することで採れるパーム油由来のものは使わない
- 2、整地や土地開墾のために焼き畑を行なった土地から採れる原料由来のものは使わない
- 3、先住民、地域住民および労働者(契約労働者、臨時労働者、移民労働者を含む)から搾取して行われた生産から採れる原料由来のものは使わない
- 4、人権に対する基本姿勢として、当社は以下に挙げる国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、自らが人権侵害に加担(助長)しない。

人権に関する主な国際的枠組み及び規範:(世界人権宣言、国連グローバル・コンパクト)

トの10原則、国連「ビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、英国現代奴隷法 等)

5. 自社の事業活動に伴う生産などから排出される温暖化ガスの段階的削減に努力します。
6. 原料のトレーサビリティに関してできる限りの情報を入手し、調達情報 (Mill Plantation 等) の収集に努力します。
7. パーム油栽培、採取、精製などの工程が行われる全ての国や現地の法令、規則などの法規制および国際法令、日本国法令などの法規制を遵守します。

C、サプライヤーへの要請事項

労働者への搾取をなくすために、サプライヤーに対して以下の基準の遵守を要請します。

1. 児童労働、強制労働、奴隷労働を禁止する
2. 最低賃金、超過勤務、最大労働時間、福祉手当、休暇に関する法令など、該当する全ての適用法規制に従って、労働者に対する処遇を行なう
3. 企業は人権を尊重し、人種、国籍、性別、性的指向、年齢、家系、宗教、民族、移民、等により、雇用または業務上で行なわれる差別、いやがらせ、非人道的扱いを含む一切の人権侵害を行わない
4. すべての労働者に対して安全で清潔な住宅 (該当する場合) を提供し、安全かつ健康的な職場環境を提供する
5. 労働者の結社の自由および団体交渉の権利を尊重する。
6. 人権擁護者に対する脅迫や、攻撃、賄賂を含む汚職を禁止する。
7. 透明性が確保された採用を行ない、労働者の費用負担がある時には透明性、正当性があり、かつ合法的な方法で行なう
8. すべての労働者に対して、労働者が容易に理解できる言語を用いた契約書を提供して契約する
9. 有害な化学物質、有害な生物などからの暴露を防止するため、労働者に安全な作業手順と適切な防護具などを提供する
10. 二塩化パラコートの使用を段階的になくし、人および環境に対してより安全な代替物質などに切り替えるよう努力する
11. 先住民および現地住民がもつ土地所有権および慣習的な権利を有する土地で事業を行なう場合は、自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意を得ることとし、または留保する権利を認めることとする
12. オープン且つ透明性のある協議プロセスを通じた苦情および紛争の解決にあたる

2023年9月20日